

## 京都市精神障害者自立支援医療費支給要領

### (目的)

第1条 この要領は、京都市障害者在宅自立支援費支給要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、自立支援医療（精神通院医療）に係る在宅自立支援費の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要領の規定により在宅自立支援費の支給を受けることができる者は、本市の自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けた者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者
- (2) 手帳の交付を受けた者と同程度の障害があると認められるため、前号の者と同等であると認められる者。ただし、主治医が手帳の取得を勧奨したが、精神疾患の病状から、取得の同意が得られない状態であると認められる者に限る。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に定める精神疾患により1年以上の期間入院した後、退院した者

### (支給申請)

第3条 要綱第5条第1項に規定する支給を受けることを目的に、前条第1号の者になるための申請を行おうとするときは、手帳の交付を市長に申請することにより、当該申請があったものとみなす。

2 要綱第5条第1項に規定する支給を受けることを目的に、前条第2号の者になるための申請を行おうとするときは、自立支援医療（精神通院医療）の支給申請の際に市長に提出する書類（ただし、自立支援医療（精神通院医療）用の診断書を除く。）に次の各号の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 精神障害者自立支援医療費支給申請書（第1号様式）
- (2) 手帳の交付申請の際に市長に提出するものと同等の、医師による診断書

3 要綱第5条第2項に規定する支給を受けることを目的に、前条第3号の者としての申請を行おうとするときは、自立支援医療（精神通院医療）の支給申請の際に市長に提出する書類に、前項第1号の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

4 前条第1号及び第2号の者は、市長に支給認定の更新を申請することができる。この場合において市長に提出する書類は、それぞれ第1項及び第2項を準用する。

5 前条第3号の者は、支給認定の更新を申請することができない。

### (支給認定)

第4条 市長は、第3条第1項から第4項までの規定による申請があったときは、その資格を審査し、対象者であると認定した者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第54条第3項の規定による自立支援医

療受給者証に、要綱第5条に規定する支給を受けることができる旨を記載し、交付する。

(支給認定の有効期間)

- 第5条 第3条第1項、第2項及び第4項の申請に係る前条の支給認定の有効期間は、手帳の有効期間又は手帳交付と同等であると認められる期間（手帳の有効期間を準用）とする。ただし、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている期間に限る。
- 2 第3条第3項の申請に係る前条の支給認定の有効期間は、退院日の翌日を始期とし、同日から1年以内の日で月の末日たる日を終期とする期間とする。ただし、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を受けている期間に限る。

(支給の不承認)

- 第6条 市長は、第3条第1項から第4項までの規定による申請があった場合において、対象者でないと認定したときは、当該申請者に対し、認定しない旨を通知する。

(支給認定の変更)

- 第7条 受給者は、支給認定の有効期間内において、認定内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(支給認定の取消し)

- 第8条 市長は、虚偽の申請その他不正行為が認められたときは、支給認定の取消しを行うものとする。

(在宅自立支援費の支給)

- 第9条 市長は、第4条の規定により認定した者が、第5条に規定する支給認定の有効期間内において受けた自立支援医療（精神通院医療）に対し、要綱第5条に規定する在宅自立支援費を支給する。

(不正利得の返還)

- 第10条 偽りその他の不正の手段によって又は支給認定の有効期間外に支給を受けた者があるときは、市長は、その者から支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

- 第11条 この要領の施行に関し必要な事項は、障害保健福祉推進室長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。